

憲法改正手続きの 国民投票法

出来て3年になるけれど 発動不能!?

覚えていますか？ 国民投票法

—— 今年5月18日施行 ——

多くの国民の反対を押し切って国民投票法を強行成立させたのは、3年前（2007年）の5月14日でした。5月18日に公布され、3年後の今年5月18日に施行となります。ところが、この3年間にいかにあきらめなければならぬはずの準備が何も進んでいないのです。一体どうなっているのでしょうか？

3年前の「もしも」では

2004年の読売新聞の世論調査では、改憲に賛成が65%、反対は22%でした。この状況を背景に、安倍内閣は、自分の内閣で、国民投票法をつくり、一気に改憲をこころまおうと考えたのです。

だから、国民投票法で、18歳以上とした投票権と、20歳以上となっている公職選挙法の選挙権や民法の成人年齢と違っていることの調整や、公務員の政治活動についての規制と国民投票運動との調整も施行までの3年間で解決できると考えられました。

そして、3年後の今年の施行を待って、憲法改正案を憲法審査会にかけて審議し、民主党の賛成も得て衆議院、参議院とも3分の2以上の賛成で可決し、国民投票に持ち込めるはずでした。

しかし、現実には・・・変えたのは国民の方

2001年9月1日に起こった同時多発テロ以降、テロ撲滅を理由にアメリカが中心となって戦争を拡大し始め、日本もアメリカに追随してイラクやインド洋に自衛隊を派遣するようになり、憲法9条がないがしろにされた。これに危機感を覚えた井上ひら



郎さんら9人が「憲法9条を守る」という「ゴール」を出しました。これに賛同した9条の会が日本国中の草の根の運動として広がりました。国民の考え方もどんどん「反改憲」へと変わっていき、世論調査でも、改憲に賛成よりも「護憲」の方が上回るようになり、その結果、「改憲」を豪語した安倍内閣は一年も持ちませんでした。世論を気にする民主党も改憲反対を言い出すようになり、昨年、総選挙で、自公政権は退場させられました。この激しい動きの中で、国民投票法の整備は、全く手がつけられません。そればかりか、衆参両議院に設置された憲法審査会も始動していません。

政権党となった民主党も、今は正面きこの明文改憲は言い出さなくなっています。

けれど、安心はできません

国民投票法、できるものになったのに生かさない、悔しがっているのは、中曽根康弘元首相が会長を務める「新憲法制定議員同盟」。先の総選挙で大量落選者を出しましたが、巻き返しを図ろうと必死に頑張っています。

もう一つ、改憲派の元民主党は、ブレフエトで、480議席ある衆議院議員のうち、国民の声を最も正確に反映する比例代表180議席を80議席減らすことになったこと、当面を「解釈改憲」にしてのき、安定多数を確保したうえで「改憲」を、こころは十分考えられています。

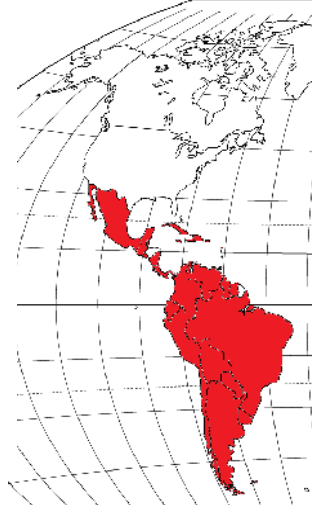


平和を守るため、皆さん力を合わせましょう！



世界はどんどん変わっている

「中南米カリブ諸国共同体」設立に向け前進！



NATOの5カ国、米国にヨーロッパ配備の核撤去を要求

米軍普天間基地は無条件返還を！

今、政府は普天間基地「移設」をどうするかで迷走しています。そもそもアメリカは戦争中、住民が収容所に入っている間に町があつたところに一方的に基地をつくつたのです。無条件で返還するのが道理です。

自公に変わった民主党連立政権までが、米軍の抑止力を理由に在日米軍基地に縛られています。しかし、米軍基地があることで日本も戦争に巻き込まれる危険はあつても、平和が保たれる保障にはなりません。

グアム島の住民だって米軍の殴り込み部隊である海兵隊の基地ができることに反対しています。撤去後の普天間基地の米軍のことはアメリカが考えることです。

日本政府に本腰入れて交渉に臨むよう求めましょう。

